

令和5年度 組織重点目標一覧

| 係名 | 具体的目標 | 達成水準 |
|--------|--|---|
| 福祉総務係 | 『地域福祉計画』の基本理念のもと町民一人ひとりが年齢や性別にとらわれることなく、住み慣れた地域の中で、充実した生活を送ることができるよう、相談支援の充実を図り、各機関とネットワークを構築する。 | <ul style="list-style-type: none"> 1 支援団体と連携を図り柔軟な対応ができるよう情報交換会等の実施する。【年2回】 2 社会福祉協議会の活動状況を定期的に確認を行う。【年2回】 3 様々な支援制度について、情報を発信し町民に周知していく。【随時】 |
| 障がい福祉係 | 『第4期障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画』に基づき、障がい者（児）が安心して生活できる環境づくりや相談支援体制の充実及び相談支援事業所の質の向上を図るとともに、障がい者（児）が地域で共に生活できる地域づくりのための啓発普及を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> 1 相談支援事業所（2か所）と定期的な打ち合わせを行う。【毎月1回】 2 障がい及び制度に関する理解を深めることができるよう広報やホームページ等を活用し、啓発普及を行う。【12月広報掲載】 |
| 介護福祉係 | 『高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画』に基づき、高齢者が必要な医療・介護を受けながら、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう持続可能なサービスの提供に努めるほか、高齢者の心身機能の向上を目的とし、各種介護予防事業を実施し、適正な介護保険事業の運営に努める。 | <ul style="list-style-type: none"> 1 介護保険制や介護サービス等の周知をホームページや広報紙等を活用し行う。【随時】 制度改正等があった際は、速やかにホームページの更新を行い住民等に周知する。 2 介護保険サービス利用者に介護給付費通知を送付する。【年4回】 3 町認定調査員と定例的に打合せを行う。【年12回】 4 各種介護予防事業を実施する。【随時】 |